

令和7年4月3日

関係団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設工事の請負契約における情報通信の技術の利用に係る
ガイドラインの改正について（情報共有）

平素より建設業行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設工事の請負契約の締結に際しては、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項に基づき、契約当事者が相互に契約書を交付することが求められるところ、同条第3項においては、書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を講じることも認められることとされています。

情報通信の技術を利用する方法については、「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」（平成13年3月30日付。以下「ガイドライン」という。）において、求められる技術的な要件を示してきたところですが、今般ガイドラインの策定時から現在までの情報通信技術に係る技術的変化なども踏まえ、ガイドラインの見直しに向けた検討を進めることとなりました。

具体的な見直しの方向性としては、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項第2号を満たす措置として「電子署名又はタイムスタンプ」を位置づけること等を予定しています。

つきましては、本ガイドラインの改正案について近日中にパブリック・コメントを募集する予定でございますので、あらかじめお知らせいたします。